

令和 7 年度
柴田町地域包括支援センター事業計画書



令和 6 年 12 月から地域福祉センターに移転

柴田町社会福祉協議会
柴田町地域包括支援センター

目 次

1 柴田町地域包括支援センターとは	P1
2 重点事業について	P2
3 包括的支援事業	P3
(1) 総合相談業務	
(2) 権利擁護業務	
①成年後見制度の活用促進	
②高齢者虐待への対応	
③消費者被害の防止	
(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	
①ケアマネジャー情報交換会	
②主任ケアマネジャー連絡会	
③地域包括ケアネットワーク連絡会	
(4) 認知症総合支援事業	
①認知症初期集中支援チーム	
②認知症地域支援推進員	
③認知症サポーター養成講座	
(5) 地域ケア個別会議	
(6) ネットワークミーティング(ケース会議)の開催業務	
4 介護予防事業	P6
(7) 介護予防普及啓発事業及び地域介護予防活動支援事業	
①ダンベル体操サークル連絡会	
②ノルディックウォーキングサークル連絡会	
③ランチを楽しむ会	
④出前講座	
(8) 介護家族支援	
①介護家族の会「よつば会」の支援	
②しゃべり場の開催	
③認知症高齢者施策事業「ふたば会」	
5 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務(ケアプラン作成)	P8
6 研修会等(職員ミーティングも含む)の参加	P9

1 地域包括支援センターとは

地域包括支援センターの前身は「在宅介護支援センター」というものです。1989年の『高齢者保健福祉推進十か年戦略』（通称：ゴールドプラン）により、高齢者の在宅福祉や施設福祉の基盤整備の一環として、高齢者やその家族が身近なところで専門職による相談・援助が受けられるように在宅介護支援センターが全国的に整備されました。

2005年の介護保険制度の見直しに伴い、地域包括ケアの体制を支える地域の中核機関として、新たに「地域包括支援センター」の設置が定められました。地域包括支援センターの設置主体は市町村ですが、市町村から委託を受けた法人も設置することが可能となりました。

・柴田町地域包括支援センターについて

柴田町地域包括支援センターは、船岡・船迫地区をエリア（槻木地域包括支援センターは槻木地区担当）とし、地域の高齢者が、住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい暮らしを継続するため、ニーズや状態の変化に応じて、必要な支援や見守りが切れ間なく提供される体制づくり（多職種多機関による連携支援と地域支援・認知症施策の推進）を行います。

主任介護支援専門員、社会福祉士、保健師（看護師）が配置され、それぞれが専門性を活かし、連携する事で(1)介護予防ケアマネジメント(2)総合相談支援(3)権利擁護(4)包括的・継続的ケアマネジメント支援の4つの基本業務を担当すると共に、任意事業にも取り組み、包括的に高齢者を支援します。

・沿革

平成18年4月に柴田町直営で社会福祉協議会から2名、常盤福祉会から1名出向して、センターを運営。

平成22年4月からは、柴田町社会福祉協議会が柴田町から受託し町内1カ所の柴田町地域包括支援センターを運営。

平成23年4月から、さらに常盤福祉会が柴田町から受託し、槻木地域包括支援センターを運営（槻木地区）。町内2カ所となりエリアごとの運営となる。

平成27年9月から、船岡駅前に拠点本部（現在の場所）を移し、元の包括の場所に3カ所目の船迫事業所を開設。町内のすべての中学校に開設された。

平成28年4月に船迫事業所と本部が統合し、本部で船迫・船岡地区を担当し、町内2カ所となる。

令和6年12月から法人本部のある地域福祉センターに拠点を移し、センターを運営。

2 令和7年度重点目標について

第9期柴田町介護保険事業計画を基に、包括支援センター自己評価票や包括独自の事業評価等をふまえ、下記の内容について取り組んでいきたいと思います。

- ①認知症施策推進基本計画に基づき、新たな認知症観の普及啓発、認知症の正しい理解の推進により、偏見を減らし、より良い関わり方を学ぶことや、認知症になっても、可能な限り地域で暮らしていくため、見守っていくための土台作りを推進していきます。
- ②人とのつながりが希薄になることで、問題に気づきにくく、問題が多様化することで、多職種による支援の必要性が高まり、福祉関係者や行政の各課を超えた、包括的な支援体制を整備する重層的支援体制整備に向けた取り組みを推進していきます。
- ③コロナにより、縮小せざるを得なかった事業等について、今の時代にあった内容で地域に必要な支援を推進していきます。
- ④包括事業が担当不在時でも他の職員で対応できる体制を築くことで、事業が滞ることなく継続できるよう努めていきます。
- ⑤ICTの活用により、事務軽減を図ると共に、オンラインによる研修等への参加を推進することで、資質向上に努めていきます。

3 包括的支援事業

高齢者が住み慣れた地域で、その人らしい生活を継続していくために、できる限り要介護状態にならないように生きがい健康づくりや介護予防への取組みなどの福祉学習、必要に応じた介護予防サービス等の提供が必要となります。

地域包括支援センターは、こうした「地域包括ケア」を支える中核機関として、専門職員（社会福祉士・主任ケアマネジャー・看護師等）を配置し、介護予防サービス等の提供を含めた保健・医療・福祉に関する相談・支援等を包括的かつ継続的に対応していきます。

柴田町では、町内で2ヵ所の地域包括支援センターを設置(委託)し、柴田町地域包括支援センターは船岡・船迫地区(28区を除く)を担当しています(槻木地域包括支援センターは槻木地区担当)。

(1) 総合相談業務

地域で暮らすということは、その世帯によって様々な課題があることで生きづらさを感じることもあり、その課題をどこに相談したらよいか、どのように解決したらよいかわからないことがあります。

包括支援センターでは、その課題を受け止め、共に悩み話し合いを重ね、保健・医療・福祉サービス等制度の利用や、地域住民を主体としたインフォーマルサービスを提供することで、その人らしい生活を継続していくことができるよう支援します。

総合相談は、複合的な問題を抱えている世帯が多く、相談期間が長期化する傾向にあり、多職種連携による支援を伴走していくことが求められています。

受け付けた相談は速やかに相談記録を作成し、緊急時には担当者が不在であっても対応できる体制を整えています。夜間・休日でも緊急の相談対応ができるよう、24時間365日電話を受付し、都度支援を行っています。

(2) 権利擁護業務

消費者被害の拡大やICTの活用が促進することで、個人情報取り扱いや手続き方法などが複雑化することで、地域の住民、民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからないなどの困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活が維持できるように専門的・継続的な視点から必要な支援を行い、虐待防止などの高齢者の権利擁護に努めています。

① 成年後見制度の活用促進

制度の説明や申し立てに当たっての関係機関の紹介等を行います。また、身

寄りのいない高齢者等に対して、町長申し立てによる申立ても実施しております。

②高齢者虐待への対応

虐待の事例を把握した場合には、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、速やかに当該高齢者を訪問して状況を確認するなど、町と協議し適切な対応をしています。また、被虐待者及び虐待者への継続的な支援も行っています。

令和7年度からは柴田町成年後見センター設置に伴い、密に連携を図っていきます。

③消費者被害の防止

訪問販売等による消費者被害を未然に防止するため、「ネットワーク情報」チラシを定期的に発行し、住民や民生委員、関係機関等に消費者被害防止の啓発を行います。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員、主治医、福祉事業所等、地域住民等の連携、施設の連携等、地域において多職種連携し、個々の高齢者の状況に応じて、包括的かつ継続的に支援しています。

①ケアマネジャー情報交換会の開催(年3回開催予定)

介護支援専門員同士の情報交換や研修を行い、介護支援専門員の役割であるケアマネジメント力の向上を図ると共に、ネットワーク構築ができることを目的とするケアマネジャー情報交換会を開催します。

②主任ケアマネジャー連絡会(年4回開催予定)

地域包括ケアシステムの構築に向け、介護支援専門員に期待される役割が増す中で、地域の主任介護支援専門員同士のネットワークは必要不可欠となりました。町内の居宅介護支援事業所管理者(主任ケアマネジャー)と地域包括支援センター主任ケアマネジャーが共に研修等で資質向上を図り、情報交換やケース検討を行う事で地域課題の共有を図り、必要に応じ地域ケア会議に繋げていくことを目的に開催します。

③柴田町地域包括ケアネットワーク連絡会(年3回開催予定)

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい生活を実現するため、介護

保険を中核としつつも、医療、保健、福祉、さらにはボランティア等の住民活動などの社会活動を含めた、地域の様々な資源を活用した総合的な支援の促進をするとともに、介護保険法に基づく会議（地域ケア推進会議）に関する事項を協議するため、多職種連携による支援体制を推進しています。

・地域ケア会議推進事業

地域ケア推進会議では、地域ケア個別会議、地域ケア会議（個別ケース会議含む）で明らかになった問題点と課題を集約し、それらを町の地域包括ケアシステムの課題として位置づけ、どのように達成していけばよいかを話し合い、町へ提案し、各種施策に反映させることを目的に開催しています。

(4) 認知症総合支援事業

認知症の早期発見や症状の悪化防止の支援、その他の認知症やその疑いのある方や家族に対する総合的な支援を行っています。認知症の人自身の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で、自分らしく暮らし続けることができる体制の構築を推進しています。

① 認知症初期集中支援チーム

認知症が疑われる人や認知症の人とその家族を、複数の専門職によるチームが訪問し、認知症の専門医による診断等を踏まえて評価を実施し、本人や家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行います。最長6ヶ月で安定的な支援体制を構築・移行し、身体や生活環境等の改善を図ります。チーム員は認知症サポート医や保健師、地域包括支援センター3職種などで構成され、相談窓口は福祉課と各地域包括支援センターに設置しています。

② 認知症地域支援推進員（6名内柴田包括職員3名）

地域の実情に応じ、認知症の方へ医療・介護・生活支援に関わる関係者のネットワーク構築を図ります。認知症の方と家族を支援する相談対応や認知症カフェなどの支援体制の整備や、社会参加活動のための体制整備を進めていきます。

また、認知症の進行状況に応じた社会資源、医療、介護の提供が一目で分かる「認知症ケアパス」の普及、啓発に行います。認知症サポーターがチームを組み、同じ地域で暮らす認知症の方とその家族の支援を行うことを目的とした「チームオレンジ」の活動を推進します。

③ 認知症サポーター養成講座

認知症の基礎知識や認知症の人への対応等の講座を企画し、一般住民等を対象とした認知症サポーター養成講座を開催しています。また、行政区等からも

依頼を受け開催することもあります。

(5) 地域ケア個別会議(年3回開催予定)

高齢者が地域で自立した生活を送ることができるよう、多職種協働のもと、フォーマル・インフォーマルな社会資源を積極的に活用し、個別ケースの支援内容の検討を行い、個別課題の解決、自立支援に資する介護予防ケアマネジメント力の向上と地域課題の把握に努め、地域包括ケアシステムの推進を目指します。

(6) ネットワークミーティング(ケース会議)の開催業務

家族、ケアマネ、行政の窓口等から相談があった緊急性や支援拒否等の困難事例に対して、関係者による個別ケース会議を開催し、現状把握や課題の整理、課題に向けた取り組み等を話し合い、それぞれの役割や支援の方向性を明らかにするために必要時開催します。

4 介護予防事業

(7) 介護予防普及啓発事業及び地域介護予防活動支援事業

① ダンベル体操サークル連絡会(21サークル)

町内の高齢者介護予防事業として取り組んでいる「ダンベル体操」のサークルを対象に連絡会を開催することにより、サークル間の情報交換やサークル員の資質向上、また、地域活動としてのサークル活動を継続するための支援などを行うことにより、高齢者の運動器機能向上及び高齢者の積極的な社会参加促進を目的として開催しています。

サークル同士の交流と学びの機会を設けることや、研修会で学んだメニューを習得することで、サークル活動の継続と資質向上を図ることを目的にフォローアップ研修会も開催しています。

- ・ 柴田玄米ダンベル(月4回 主に月曜日) ・ エンジェル(月3.4回 月曜日)
- ・ 朝の会(毎日) ・ 北船岡ダンベルサークル(月3-5回 月曜日)
- ・ ハッピー会(月3回 月曜日) ・ スマイル(月4回 火曜日)
- ・ さくらダンベルサークル(月3回 水曜日) ・ なかよし会(月4回 金曜日)
- ・ 松ヶ越ダンベル(月2回 月曜日) ・ 船岡ダンベル(月4.5回 火曜日)
- ・ 槻木ダンベル(月3回 主に金曜日) ・ 28ダンベル(月2回 金曜日)
- ・ ひまわりサークル(月4回 金曜日) ・ もみの木サークル(月3回 金曜日)
- ・ はらからダンベル体操教室(月1回 月曜日) ・ リングの会(月4回 水曜日)
- ・ つるぎダンベルサークル(月4回 水曜日) ・ すずらん(月4.5回 金曜日)
- ・ 四日市場沖なでしこ愛好会(毎週水曜日) ・ 元気会(月4回 火曜日)

- ・ ステップサークル(月4回 水曜日)

②ノルディックウォーキングサークル連絡会(7サークル)

町内で高齢者を中心のノルディックウォーキングサークルが複数活動しており、個人で行っている方も増加しています。介護予防の取組としてのNWサークルの継続と、NWの普及と啓発を目的として連絡会の開催や合同の研修会、体験会、町のイベントに参加しています。

- ・ さくらウォーク(毎週土曜日) ・ あいの会(毎週金曜日)
- ・ ノルディックウォーキングサークル柴田(第1.3.5月曜日、第2.4水曜日)
- ・ 樅の木ウォーキング(毎週月曜日) ・ あおぞらウォーキング(毎週火曜日)
- ・ 木よう会(毎週木曜日) ・ SunDayウォーキング(毎週日曜日)

③ランチを楽しむ会

高齢になると外出の機会が減少し、閉じこもりやうつなどになる恐れが高くなることから、外出の機会として「ランチを楽しむ会」を開催。

定期的に「ランチを楽しむ会」に参加することで仲間づくりや交流の場が増え、孤独感の解消、閉じこもりやうつの予防などにつなげることを目的に開催しています。

また各ランチ会の世話人をお招きし、日頃の感謝を伝えるとともに、情報交換や事業報告・計画などを話し合うランチ会世話人会も適時開催しています。

- ・ 元気ランチ会(第2金曜日) ・ 花水木ランチ会(第1木曜日)
- ・ あぶくまランチ会(第2木曜日) ・ 緑の風ランチ会(第2水曜日)
- ・ 晩げの会(第3水曜日) ・ ラッキーランチ会(第3火曜日)
- ・ さくらランチ会(第3水曜日) ・ あじさいランチ会(第3木曜日)

④出前講座

介護予防の理解や健康づくり、権利擁護等のその要望に合わせた内容を主催者と協議し講座を実施します。

(8)介護家族支援

①介護家族会「よつば会」の支援

町内に在住し、高齢者の介護をしている家族または介護を経験した方を対象に、介護についての知識を深め、福祉充実の活動を行い、もって介護家族等の支援をすることを目的とする任意団体の「よつば会」の運営支援を行っています。

②しゃべり場の開催

介護をしているご家族が、身近な地域で同じように介護をしている方々との出会い、話す機会を通じ、介護ストレス等の軽減を図ると共に、仲間作りの場となる事を目的として、3地区(内2地区は柴田包括が主催)に月1回開催しています。事業の運営には、介護家族の会「よつば会」のメンバーが参加し、運営協力をいただいています。

- ・介護家族のしゃべり場(第1水曜日) 会場：地域福祉センター内
- ・介護家族の船岡しゃべり場(第3木曜日) 会場：船岡生涯学習センター
- ・介護家族の槻木しゃべり場(第4火曜日) 会場：槻木生涯学習センター

③認知症高齢者施策事業「ふたば会」 ※認知症施策の一環として開催

認知症になっても住み慣れた地域で、安心して尊厳のあるその人らしい生活が継続できるよう、認知症の進行予防、家族の介護負担の軽減、及び地域での認知症啓発を目的として、認知症の方とその家族、地域住民の誰もが、気軽に参加し集える活動拠点となる様、交流の場として「ふたば会」を開催しています。

月1回ではあるが、同じ「ふたば会」に参加することで仲間づくりや交流の場が増え、閉じこもりや孤独感の解消、相談の場などにつなげることを目的として開催しています。

- ・ふたば会(第2火曜日) 会場：地域福祉センター内

5 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務(ケアプラン作成)

支援が必要な高齢者(要支援認定者や事業対象者)に対して、その心身の状態・本人と家族の意向等をアセスメントし、課題を整理し、ケアプランの作成、モニタリング、評価、再アセスメント等を実施します。

また介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務は、居宅介護支援事業所に一部委託ができます。

【事業目標】様々な学びの機会を得ることで、多職種の専門的視点を取り入れながら、地域住民による集いの場等のインフォーマルサービスも積極的に活用し、自立支援に向けた介護予防ケアマネジメントを行います。

令和7年度見込み	予定件数	内委託件数
マネジメントB	12件	-
総合事業	1126件	411件
予防給付	1626件	890件

・委託先居宅介護支援事業所

	委託先居宅介護支援事業所	所在地
1	柴田介護支援センター	柴田町
2	大河原南介護支援センター	大河原町
3	しばた協同クリニック	柴田町
4	リハビリパークさくら	柴田町
5	ピース	柴田町
6	SOMPOケア柴田	柴田町
7	株式会社 かけはし	柴田町
8	友愛さくら訪問介護事業所	大河原町
9	ニチイケアセンター大河原	大河原町
10	さくら介護支援事業所	大河原町
11	居宅介護支援事業所ほっとあい	大河原町
12	南桜介護支援事業所	大河原町
13	居宅介護支援事業所 あいやま	村田町
14	谷山介護支援センター	村田町
15	セントケア岩沼	岩沼市
16	白石介護支援センター	白石市
17	ケアプランセンター・クローバー	柴田町
18	居宅介護支援事業所かすみ草	柴田町
合計	17法人18事業所	

6 研修会等(職員ミーティングも含む)の参加

包括支援センターでは、職種や役職により、知識習得や情報共有、仲間づくり等を目的に、必要な研修会に参加します。

月1回の包括連絡会の開催により、両包括と福祉課との連携を図ると共に職員間でのミーティングや、事業評価を個人、担当、全体共有し、反省や今後の目標など議論した上で、事業を実施しています。